

平成 30 年度
在宅医療関連講師人材養成事業

公募要領

※ 本事業は、平成 30 年度予算案に盛り込まれているものであり、予算成立後、速やかに事業を開始できるようにするため、予算成立前に公募の手続きを行うものです。事業実施者の選定や予算の執行は、平成 30 年度予算の成立が前提であり、予算の成立以前においては、選定予定者の決定となり、予算の成立等をもって選定とすることといたします。

平成 30 年 3 月
厚生労働省

1 総則

厚生労働省では在宅医療・訪問看護推進についての専門知識や経験を豊富に備え、地域の人材育成の取組を支えることができる講師人材を養成するための事業を実施します。本事業を実施するにあたり、事業を実施する団体（以下、「事業実施者」という。）を選定するため、本要領により事業実施者の公募をするものです。

なお、本事業は、平成30年度予算案に盛り込まれているものであり、予算成立後、速やかに事業を開始できるようにするため、予算成立前に公募の手続きを行うものです。事業実施者の選定や予算の執行は、平成30年度予算の成立が前提であり、予算の成立以前においては、選定予定者の決定となり、予算の成立等をもって選定とすることといたします。

2 事業の目的

この事業は、退院後の患者の生活を支える在宅医療の提供体制に関し、今後さらに医療依存度の高い患者についても、希望に応じた在宅医療への移行が促進されるよう、在宅医療・訪問看護に関する高度な知識や経験を備え、地域で在宅医療・訪問看護の人材育成を担うことのできる人材を養成することにより、地域における在宅医療・訪問看護の人材育成の取組を支援することを目的とします。

3 事業内容

事業実施者は、「高齢者を対象とした在宅医療分野」、「小児を対象とした在宅医療分野」、「訪問看護分野」のそれぞれにおいて、以下の①～③を実施し、地域における在宅医療・訪問看護の人材育成研修に係る取組を支援していただきます。

①人材育成研修プログラムの作成

都道府県、市区町村が実施する在宅医療・訪問看護の推進のための人材育成研修にかかる講師を担うにふさわしい人材を育成するための研修プログラムを作成する。

なお、平成29年度事業において開発されたプログラムを基本とし、必要な改訂を行うこと。

また、研修の内容や、受講者の募集・選定方法については、厚生労働省医政局地域医療計画課と十分に協議を行った上で決定すること。

②研修の実施、自治体への情報提供

①を活用した研修を実施する。また、都道府県や市区町村等の関係機関に対し、本事業の趣旨に照らし必要な情報提供を実施すること。

③課題の収集、対応策の検討

在宅医療・訪問看護にかかる人材育成を都道府県等が実施する際の課題等の情報を収集し、受講者に共有する等のフォローアップを実施すること。

4 事業実施者に関する諸条件

本事業の事業実施者は、次の条件を全て満たす団体とします。

- ① 本事業を的確に遂行するに足る組織、人員等を有していること。
- ② 本事業を円滑に遂行する上で必要な経営基盤を有し、資金等に関する管理能力、及び精算を適正に行う経理体制を有すること。
- ③ 日本に拠点を有していること。
- ④ 厚生労働省から補助金交付等停止、又は指名競争入札における指名停止を受けている期間中でないこと。
- ⑤ 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。
- ⑥ 当該事業を担当する医師（訪問看護を実施する場合は看護師）を配置すること。
- ⑦ 当該事業の事務を担う専任の職員を配置すること。

5 事業期間

事業期間は、事業実施者として選定された日から平成31年3月29日までとします。

6 応募方法等

応募者は、事業計画書を提出してください。（事業計画書の詳細については別添1を参照のこと）

7 事業実施者の評価等

（1）評価の方法

提出された事業計画書について、厚生労働省において事業計画書評価委員会を組織し、別添2に掲げる評価基準に基づき評価を行い、「3 事業内容」に掲げる3つの分野（高齢者を対象とした在宅医療分野、小児を対象とした在宅医療分野、訪問看護分野）ごとに、最も評価の高い一者を選定します。

（合計3者を選定）

なお、提出された事業計画書等の資料は返却しませんのでご了承ください。

（2）事業実施者の選定結果に係る通知等

選定結果については、書面でご連絡します。

事業実施者として選定された場合は、「在宅医療関連講師人材養成事業交

付要綱」等に基づき委託費の交付申請を行っていただきます。

8 本事業に係る委託費の交付について

本事業に係る委託費の交付については、他の国庫補助金と同様の取扱としており、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）など関係法令の規定によるほか、別に定める「在宅医療関連講師人材養成事業交付要綱」の定めるところにより交付するものです。

本事業に係る委託費の交付については、

- ・ 高齢者を対象とした在宅医療分野は 8,392 千円、
- ・ 小児を対象とした在宅医療分野は 7,792 千円、
- ・ 訪問看護分野は 7,023 千円

を基準額（上限額）とし、対象とする経費は事業の実施に必要な職員基本給、職員諸手当、非常勤職員手当、諸謝金、旅費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、借料及び損料、社会保険料、会議費、委託費に限りますので、その他の一般管理費や諸経費などの経費は計上できません。また、基準額を超えた金額については、事業実施者の負担となります。

9 本事業にかかる照会先

厚生労働省医政局地域医療計画課在宅医療推進室在宅医療係

TEL：03-5253-1111（内線2662）

FAX：03-3503-8562

(別添1)

平成30年度 在宅医療関連講師人材養成事業 事業計画書の提出について

(1) 提出書類

①事業計画書

- ・事業計画書の提出について(様式1)
- ・事業計画書(様式2)
- ・事業スケジュール(任意様式)
- ・支出予定額明細書(様式3)

②事業実施者の概要が分かる資料

- ・パンフレット等
- ・直近より過去2年分の財務諸表

(2) 提出部数

各6部(原本1部、写し5部)とする

(3) 提出先

〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2

厚生労働省医政局地域医療計画課在宅医療推進室在宅医療係

(4) 提出期限

平成30年4月4日(水)17時

※ 郵送による場合は、簡易書留等、配達されたことが証明できる方法とすること。また、封筒の宛名面に「在宅医療関連講師人材養成事業応募」と朱書きにより明記すること。

(5) 留意点

- ・用紙サイズはA4両面を基本としてください。
- ・必要に応じて記入した内容の詳細を説明する資料を添付してください。ただし、過度な資料の添付は避けてください。
- ・採択された場合は、本事業計画書に従い事業を実施していただくことになりますので、実現可能な内容としてください。
- ・採択後、事業内容の大幅な変更が生じた場合は、採択の取消等となる場合がありますのでご注意ください。
- ・様式中の斜字体は記載内容の説明であるため、提出時には削除してください。

(様式1)

公文書の番号等
平成 年 月 日

厚生労働省医政局長 殿

団体・代表者名 (印)
(※公印で押印してください。)

平成30年度 在宅医療関連講師人材養成事業
事業計画書の提出について

標記について、別添のとおり提出する。

団体・代表者 ○○○○

所在地 ○○○○

対象とする分野 (いずれかに○を付すこと)

- 1 高齢者を対象とした在宅医療分野
- 2 小児を対象とした在宅医療分野
- 3 訪問看護分野

連絡先 所 属
役 職
氏 名
所在地

TEL △△-△△△△-△△△△ (代表) 内線△△△△

FAX △△-△△△△-△△△△

e-mail * * * * @ * * * * * * *

(様式2)

在宅医療関連講師人材養成事業計画書

対象とする分野 ()

1. 事業実施体制について
(1) 組織図 (組織図等の添付でも可) 事業の担当部署、補助金の事務処理等を行う経理部門が分かるように、組織図を示してください。
(2) 当該事業の主たる担当者 氏名、役職、経歴など、担当者としてふさわしいと考える理由を記載してください。
(3) 実施体制 (体制図等の添付でも可) (2)の担当者を含め、当該事業を担当する職員や業務分担が分かるように、体制図、などを示してください。
2. 人材育成研修プログラムの作成について
別添2評価基準を参考に作成ください
3. 研修の実施、自治体への情報提供について
別添2評価基準を参考に作成ください
4. 課題の収集、対応策の検討について
別添2評価基準を参考に作成ください
5. 過去の実績について
過去に在宅医療に関する研修等を実施している場合、その内容について記載してください。 また必要に応じて参考資料を添付してください。

※別葉で事業全体のスケジュールも作成してください。(A4で1枚程度、様式任意。)
ただし、実際の事業スケジュールは、選定後に厚生労働省との協議も踏まえ調整しながら進めていくことになります。

(様式3)

支出予定額明細書

区 分	支 出 予 定 額			備 考
	員 数	単 価	金 額	
職員基本給		円	円	
職員諸手当				
非常勤職員手当				
諸謝金				
旅費				
消耗品費				
印刷製本費				
通信運搬費				
借料及び損料				
会議費				
社会保険料				
委託費				
合 計				

※作成にあたっては、公募要領8（本事業に係る委託費の交付について）に留意してください。

在宅医療関連講師人材養成事業 事業計画書評価基準

評価内容	評価項目	評価基準	評価点		
			A	B	C
在宅医療 関連講師 人材養成 事業計画 (40点)	事業実施体制	本事業の実施体制について A: 適切に遂行できる十分な組織体制である。 B: 十分な組織体制である。 C: 最低限の組織体制である。	10	5	1
	人材育成研修プログラムの作成	(注)以下の指標を参考としつつ、0点～20点の範囲で評価者が自由に採点する。 研修プログラムの作成に関し、 ・在宅医療体制の整備に向けた非常に有用な将来展望があり、また適切な業務計画が立てられている。(20点) ・在宅医療体制の整備に向けた有用な将来展望、またその最低限の業務計画が立てられている。(10点) ・在宅医療体制の整備に向けた展望が適当でなく、またその業務計画も十分でない。(0点)	(0～20)		
	研修の実施、自治体への情報提供	研修を実施し、自治体へ情報提供するための体制について A: 具体的な計画・展望がある。 B: 一定の計画・展望がある。 C: 計画・展望が妥当でない。	5	3	1
	課題の収集、対応策の検討	都道府県等が人材育成研修を実施する際の課題等の情報収集や、対応策の検討について A: 具体的な計画・展望がある。 B: 一定の計画・展望がある。 C: 計画・展望が妥当でない。	5	3	1
その他 (20点)	過去の実績	(注)以下の指標を参考としつつ、0～20点の範囲で評価者が自由に採点する。 事業の趣旨に照らし、 ・有用な相当の実績を有している(20点) ・一定の実績を有している(10点) ・有用な実績を有しているとはいえない(0点)	(0～20)		